

## 社会福祉法人山桜会行動計画

職員の働き方を見直し、職員が仕事と子育てをさせ、継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・育児休暇後の復帰時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年10月 1日～令和4年 9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和元年10月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和元年12月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：妊娠中や産休・育児復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和元年10月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和元年12月～ 相談員の研修
- 令和元年12月～ 相談窓口の設置について職員への周知